

森林経営管理制度について

令和2年10月 西桂町 産業振興課

～ 森林の経営・管理に関する新たな制度が平成31年4月からスタートしましたので、森林所有者の皆様に関わる部分を中心にご説明します ～

背景

◇森林の有する様々な機能

県土の約8割を占める森林は、私たちの暮らしと切り離すことのできない様々な機能を持っています。

スギやヒノキなどの人工林は、間伐などの森林整備がされていないと、山崩れを防止したり地球温暖化を防止するなどの公益的機能が低下する恐れがあります。また、昔林業のために植えた木が十分に生長していれば、積極的に木材として利用していくことが望めます。

森林の有する様々な機能

山くずれや洪水などを防止する働き

豊かな水をたくわえ、供給する働き

生活環境や生物多様性を守る働き

自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ場としての働き

地球温暖化を防止する働き

木材などを生産する働き



間伐されていない人工林

人工林では、木をまっすぐに育てるため、狭い間隔で苗木を植え、木が生長するに従い間引き（間伐）を行います。間伐を適切にしないと細い木が混み合ったままとなり、また、林内に光が届かないので、地表を保護する植生も発達しません。

◇「森林経営管理制度」と「森林環境税」「森林環境譲与税」

近年、手入れ不足の森林が全国的に増えており、こうした森林を適切に経営・管理していくため、平成31年4月から「森林経営管理法」に基づく「森林経営管理制度」がスタートしました。

また、本制度の創設を踏まえ、「森林環境税」「森林環境譲与税」が創設され、森林整備や、森林・林業を担う人材の育成、木材利用の促進などに役立てていくこととなっています。

森林経営管理制度とは

◇森林所有者の責務

「森林経営管理法」では、森林所有者の責務が明確化され、所有する森林について、適切な時期に伐採、造林、保育を実施することにより、経営・管理を行わなければならないとされています。

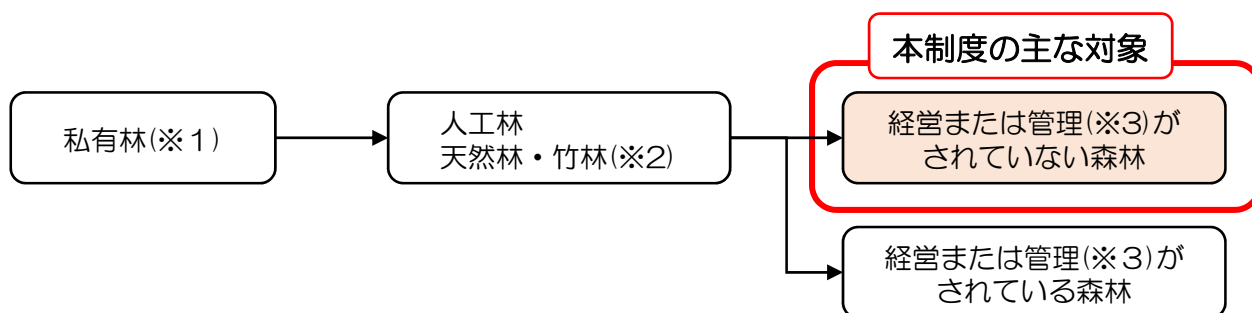
◇「森林経営管理制度」の概要

「森林経営管理制度」では、手入れが行われていない森林について、①森林所有者の皆様は森林の経営・管理の意向（間伐を行う予定の有無など）を調査します。森林所有者が森林の経営・管理を自分で行うことが難しい場合は、所有者の皆様が代わって②市町村が森林の管理を一定期間引き受け、③市町村による手入れ不足の森林の整備や、④森林組合や林業会社による林業経営をおこなっていきます。

森林経営管理制度のイメージ



森林経営管理制度の対象となる森林



※1：本制度の対象は、主に、森林法第5条で定める森林（地域森林計画の対象となる民有林）に含まれる私有林です。

※2：本制度の対象は、主に、人為による管理を必要とする人工林となりますが、著しい藪となっているなど荒廃が進み、整備が必要な天然林・竹林も対象となることがあります。

※3：ここで言う「管理」とは、木の植栽、下草刈りや間伐など森林の手入れを行うことを指し、「経営」とは、これに加えて木を伐採し、販売して利益を得ることを指します。

市町村による森林の経営・管理の方法

市町村が森林所有者から委託された森林は、林業経営に適した森林か適さない森林かを判断して、それぞれ次のように経営管理を行います。

【林業経営に適さない森林】

林業経営に適さない森林については、市町村が森林組合や林業会社に発注して、間伐などの手入れを行い、公益的機能の発揮を図ります。

※市町村発注による森林整備の場合は、必要経費は「森林環境譲与税」を充てます。森林所有者の費用負担はありません。

【林業経営に適した森林】

林業経営に適した森林については、山梨県が公募者から選考・公表している「意欲と能力のある林業経営体」（以下「経営体」）にさらに委託（以下「再委託」）し、木の伐採、販売、伐採後の再造林などの林業経営を行います。経営体による林業経営の状況は、定期的な報告により市町村も把握していきます。

※経営体へ再委託して林業経営を図る場合は、木材の販売収益の配分方法や伐採・運搬、伐採後の植栽等の費用負担の割合について、関係者で相談して決めていきます。



間伐された人工林（整備直後）



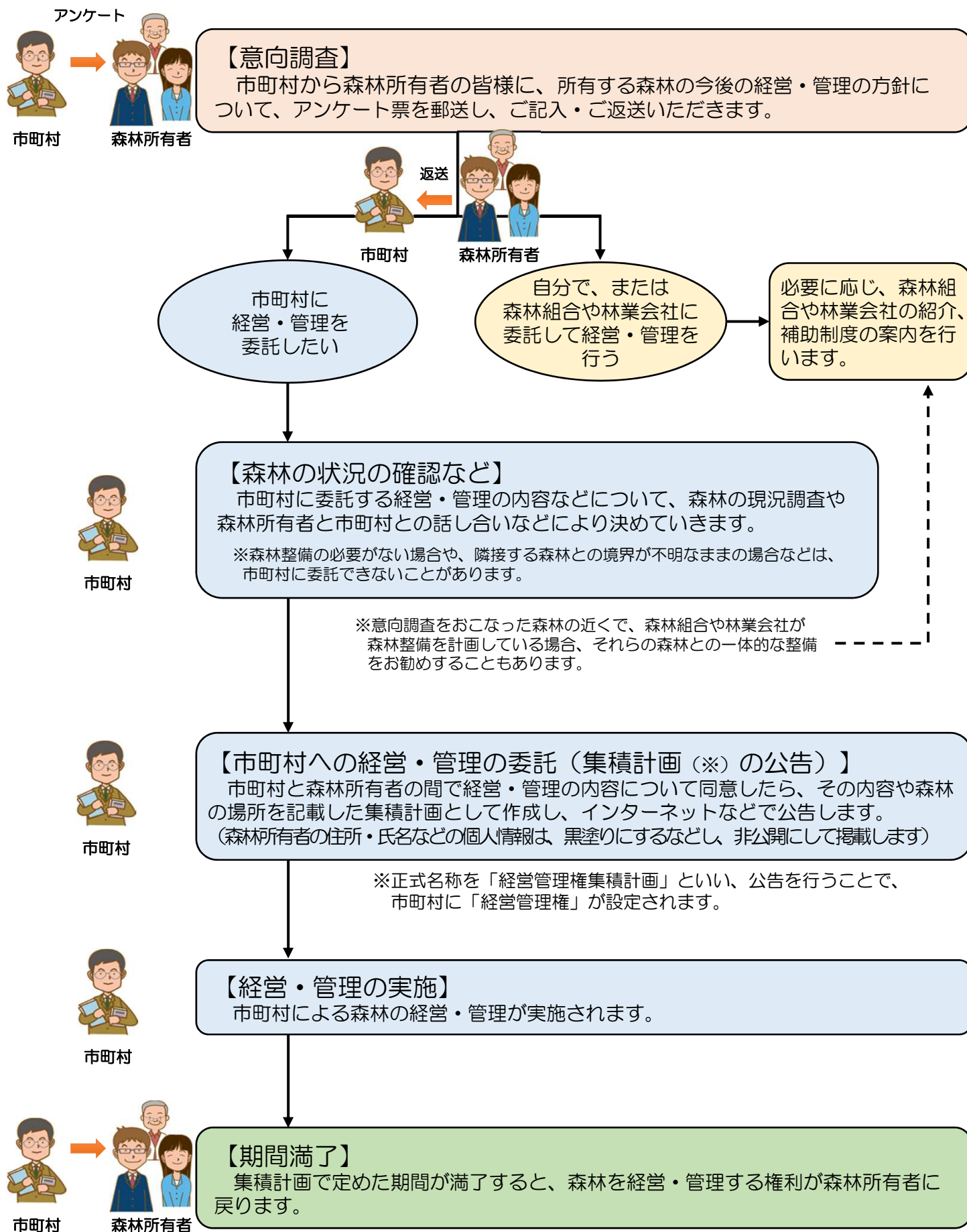
間伐された人工林（数年後）

◇林業経営に適した森林かどうかの判断

林業経営に適した森林かどうかは、主に、生育している木の種類や生長度合いと、山の傾斜や林道からの距離といった立地条件などによって判断しますが、それ以外にも、経営体を選定しようとしても誰も応じなかった場合に、林業経営に適さない森林であると判断することもあります。

※市町村では、委託を受けた森林について、伐採して他の事業用地（公道など）に転用することはありません。

森林経営管理制度の流れ（意向調査から森林整備まで）



Q&A

Q：市町村に委託して、今後林業経営が望めない人工林や、荒廃した森林を整備してもらうことは、森林所有者にとってどんなメリットがあるのですか。

A：森林所有者の責務として森林の荒廃を防ぐために適切な管理が必要であるにもかかわらず、労働力、遠距離、費用などの面から、これまで自分で手入れすることができなかった森林について、市町村が森林所有者の皆様に代わって手入れを行うなど、管理を任せることができます。

Q：市町村に委託した場合、森林の所有権も市町村に移るのですか。

A：所有権は森林所有者のままで、市町村に「経営管理権」が設定されることになります。なお、経営管理権は登記を要する権利ではありません。

Q：市町村に委託する期間や、経営・管理の内容を途中で変更することは可能ですか。

A：途中で変更することはできません。何らかの事情により、やむを得ず内容変更する場合は、一度集積計画を取り消し、再度、新しい集積計画の公告の手続きを行うことになります。

Q：市町村に委託した場合、すぐに森林整備をしてもらえるのですか。

A：予算の関係などにより、複数年かけて森林整備していくこともあります。

Q：自分の家の森林であっても、遺産分割や相続登記が終わっていない場合の取扱いはどうなりますか。

A：森林経営管理制度において、市町村が委託を受ける際、森林所有者全員の書面同意を得る必要があります。そのため、相続者全員から同意を得られなければ、市町村へ委託できません。

森林所有者の皆様へ

意向調査は、皆様の所有する森林の今後の経営・管理の方針についてお伺いするものです。自分で経営・管理する、あるいは市町村に委託したいなど、回答にご協力をお願いいたします。

また、本制度についてより詳細な内容を聞きたい方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

西桂町 産業振興課

0555-25-2121